

## IR事業の事業形態の類型について

1. 経営資産（土地/施設）のIR事業者からの分離
  - 1 - 1. 施設供用事業者に係る規制
  - 1 - 2. 土地所有者等の土地に関する権利者に係る規制
2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

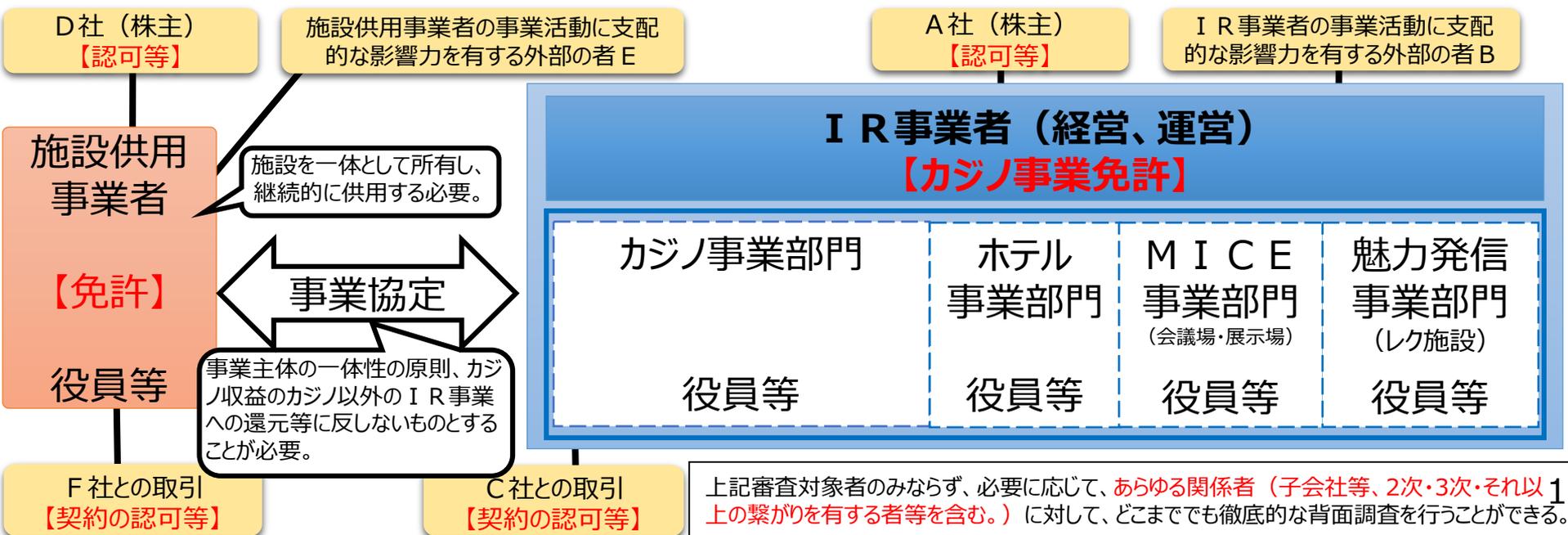
# 1. 経営資産（土地/施設）の I R 事業者からの分離

## 【問題の所在】

- いわゆる「上下分離」形態については、第3回推進会議において、以下のような意見が付されたことから、市場ニーズも踏まえて引き続き検討することとされた。
  - ・経済合理性の観点からロスが生ずるのではないか
  - ・R E I T 組成が容易となり、ファイナンスに有利となる

## 1 - 1. 施設供用事業者に係る規制

- I R 事業者以外の者が I R 施設を所有する形態を採る場合、当該施設所有主体は、I R 事業の主体の一体性の原則の下、I R 事業者の経営判断に基づき、I R 事業の用に安定的に供するため、I R 施設を設計・整備し、再投資を行う等、I R 事業の遂行に影響を与える者となることから、当該施設所有主体を「施設供用事業者」として区域整備計画に位置付けることとしてはどうか。



## 【今後の議論の方向性】

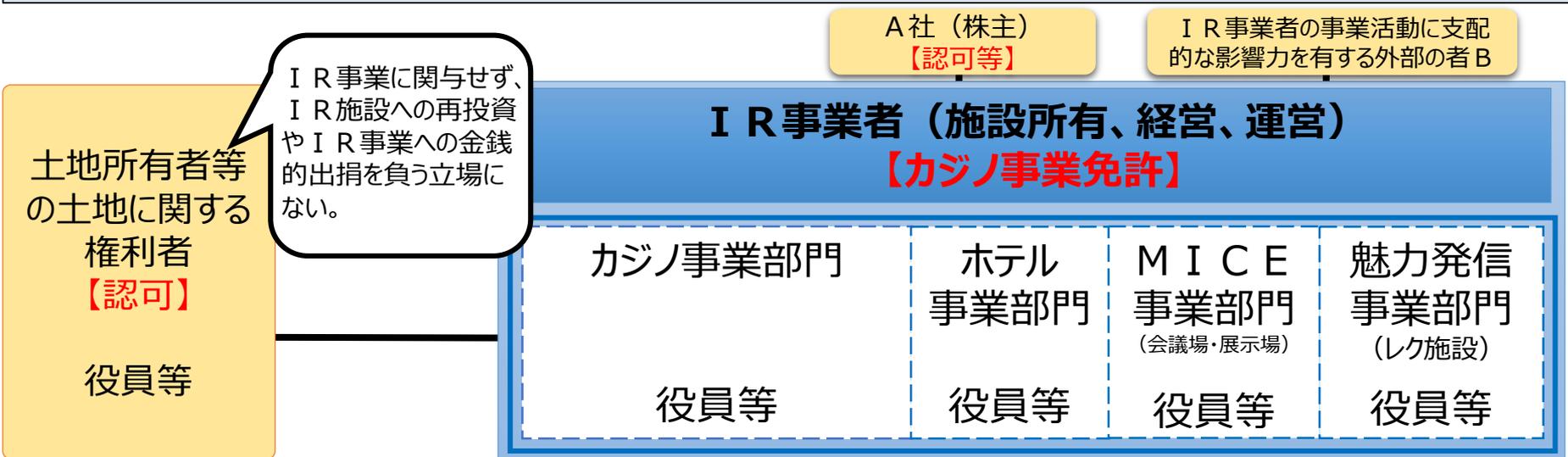
### < I R事業者と施設供用事業者の一体性の確保 >

- 一体性の確保のため、I R事業者と施設供用事業者との間で、I R事業者の経営判断の下に両者が一体的に事業を行う旨や適切な収益還元を行う旨等を定めた事業協定を締結することとしてはどうか。  
また、認定都道府県等、I R事業者及び施設供用事業者の三者間で締結する実施協定に事業協定の内容を含ませた上（事業協定書を添付する等）、主務大臣の認可を受けることとしてはどうか。
- 事業協定は、I R事業の公益性確保に当たり重要な内容を含むものであるから、実施協定を認可した主務大臣は、実施協定の内容が遵守されているか等を確認する一環として、事業協定の記載内容の遂行状況につき、I R事業者からの財務報告や業績報告の手続等の中で確認していく必要があるのではないか。

### < 施設供用事業について免許制の導入 >

- 施設供用事業者は、I R施設の整備・維持等の責務を担い、非カジノ施設を含むI R施設全体への再投資等を通じ、I R事業者と共に公益的役割を担う事業主体であり、I R事業者と同様、反社会的勢力の排除等の廉潔性確保や事業活動に対する継続的な規制を行う必要性が高いことから、カジノ事業免許の原則に照らし、カジノ管理委員会から、カジノ事業免許とは異なる施設供用事業免許を受けることとすべきではないか。

# 1 - 2. 土地所有者等の土地に関する権利者に係る規制



※上記のほか、I R事業者ではなく、施設供用事業者が施設を所有する場合もある。

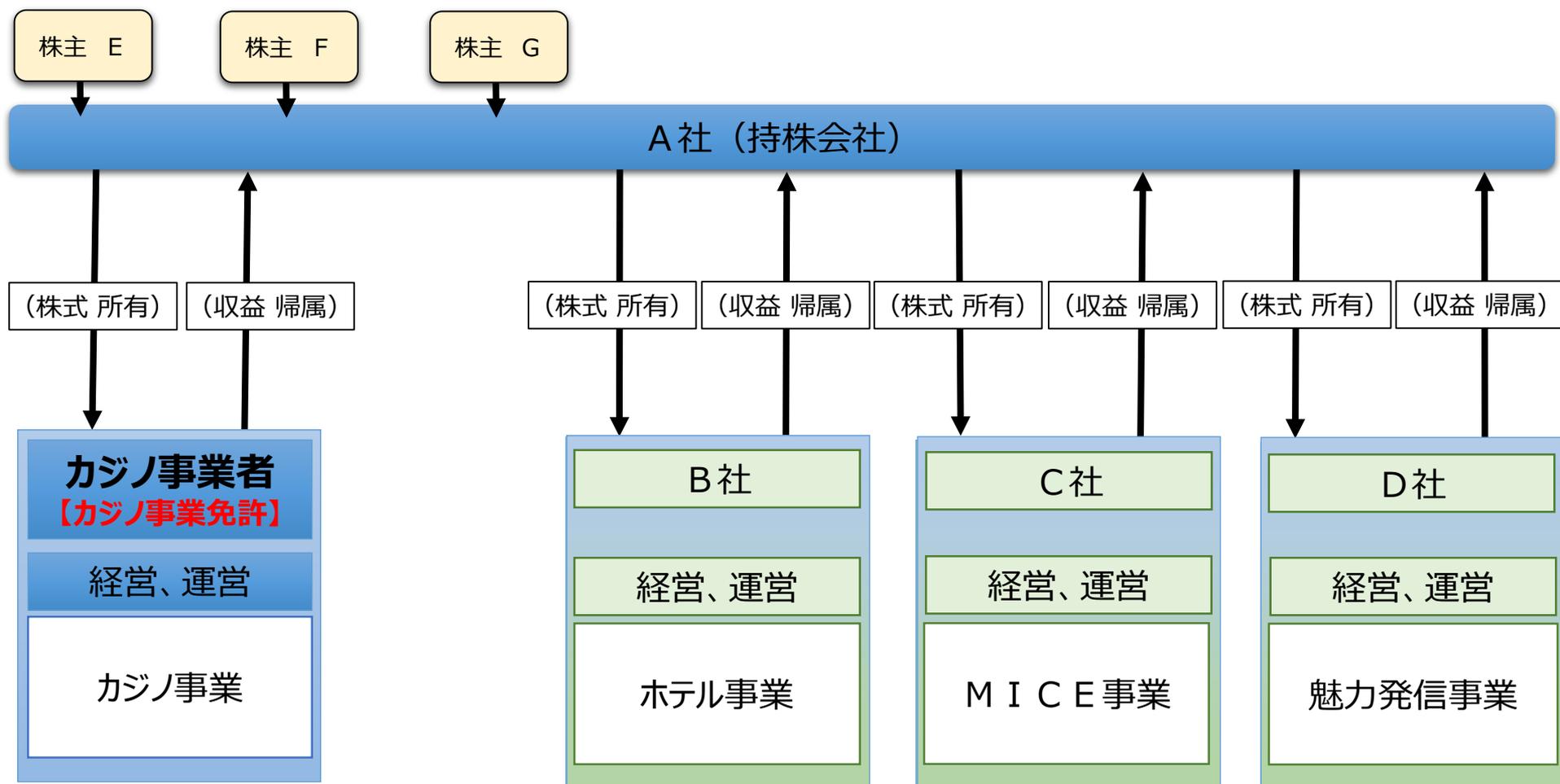
## 【今後の議論の方向性】

- 土地所有者は、土地の所有権を通じてカジノ事業を含む I R 事業に重大な影響力を有するほか、賃料等としてカジノを含む I R 収益の配分を受け取る者であり、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保する必要性がある一方、I R 事業に関与せず、I R 施設への再投資や I R 事業への金銭的出捐を負う立場にはないことから、免許制ではなく認可制としてはどうか。
- 当該土地に関して「地上権その他の使用収益を目的とする権利」を有する全ての者についても、土地の地上権等を通じてカジノ事業を含む I R 事業に重大な影響力を有するほか、賃料等としてカジノを含む I R 収益の配分を受け取る者であることから、土地所有者と同様、認可制の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。
- I R 事業者がカジノ事業免許を、施設供用事業者が施設供用事業免許を、土地所有者等の土地に関する権利者が認可をそれぞれ受ける形態もあり得るが、その場合でもカジノ管理委員会は、必要に応じて、あらゆる関係者にどこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【問題の所在】

- 持株会社形態の取扱いについては、第3回推進会議において、市場ニーズを踏まえて引き続き検討することとされた。
- I R 事業において、一般的に考えられる持株会社形態の例として、以下のスキームを前提に必要となる枠組み等について考察を行った。



## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【IR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」として位置付けるための法的要件】

- IR事業グループの持株会社が、カジノ事業を含むIR事業グループ内の子会社との契約により、下記【A】～【F】を満たすようなIR事業グループ全体の経営管理を行うことが可能であれば、当該持株会社を含むIR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」として位置付けることは、理論上可能とも考えられるのではないかと。

【A】IR事業グループの経営の基本方針（IR事業への再投資を含む。）の策定及びその適切な実施

【B】IR事業グループのカジノ収益の分配を含む収支計画の策定及びその適切な実施

【C】IR事業グループの会社相互の利益が相反する場合の必要な調整

【D】IR事業グループの業務及び財務に関する内部統制体制（反社会的勢力の排除体制を含む。）の整備及びその適切な実施

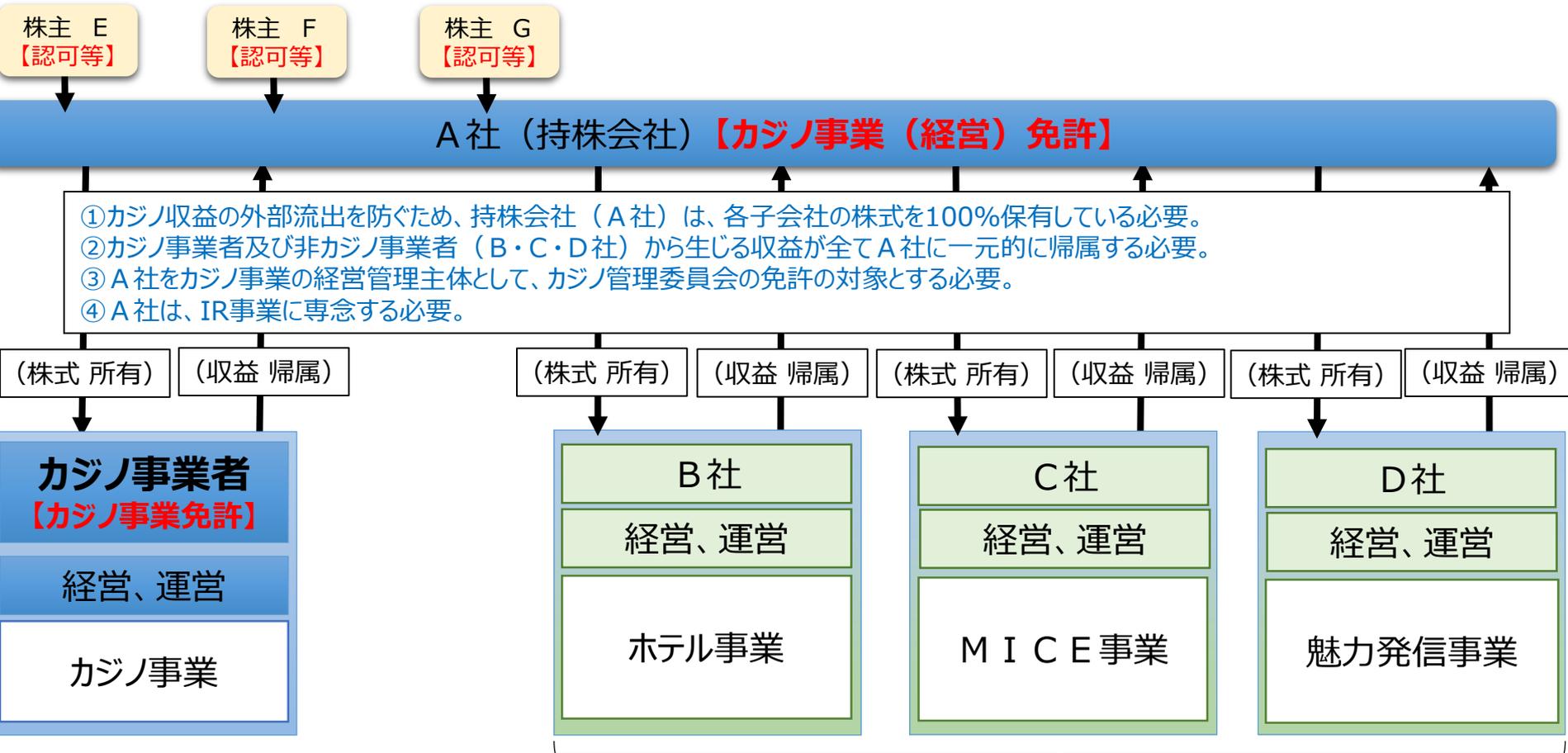
【E】IR事業グループの業務の健全かつ適切な運営の確保並びに顧客の保護のため、IR事業グループの業務に関する情報を適正に管理し、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備及びその適切な実施

【F】その他IR事業グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するもの

## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【制度の前提等】

○持株会社を介した事業形態を認める場合でも、前頁の法的要件に加え、IR事業主体全体として、具体的には、以下の①～⑤の前提を満たすことにより、単一の事業主体と同等の廉潔性・公益性を確保する必要がある。



⑤ B・C・D社の廉潔性の確保のため、背面調査・立入検査等を実施するには、例えば、カジノ管理委員会からB・C・D社への設立認可が必要か。

### 【今後の議論の方向性】

- 前頁の建付けにより、IR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」と位置づけることは、理論的には可能。
  
- 一方で、以下のような論点については、どのように考えるべきか。
  - (1) 前頁のような複数の許認可を前提とし、また、事業運営に対し複雑かつ柔軟性の無い制度とすることが法制度上妥当性を有するか。
  - (2) このような、事業運営に対し複雑かつ柔軟性のない制度に対して、市場ニーズが存在するのか。
  
- これらの論点のほか、加えて、以下のような指摘は考えられる。
  - (3) 我が国の法制度において、①持株会社に対し、各子会社の株式を100%保有することの義務付けや、②各子会社から生じる収益が全て持株会社に一元的に帰属することを義務付けた前例は無い。
  - (4) 単体としてのIR事業会社が存在しないため、事業責任の追及が不徹底となるリスクがある。
  - (5) グループ会社間の取引には消費税が課税され、IR事業内での公益実現の上ではマイナス。
  - (6) 刑法上の賭博罪に該当する行為の実施主体（カジノ事業者）と、公益を実現する主体（非カジノ事業者）が分離されているため、カジノ単体の解禁と同義との批判を受けるリスクがある。

一体性が確保された I R 事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許

- I R 事業者等について、免許・認可等の対象とし、徹底した背面調査を行うことにより、高い廉潔性を確保する必要がある。



**原則5** C社との取引  
【契約の認可等】

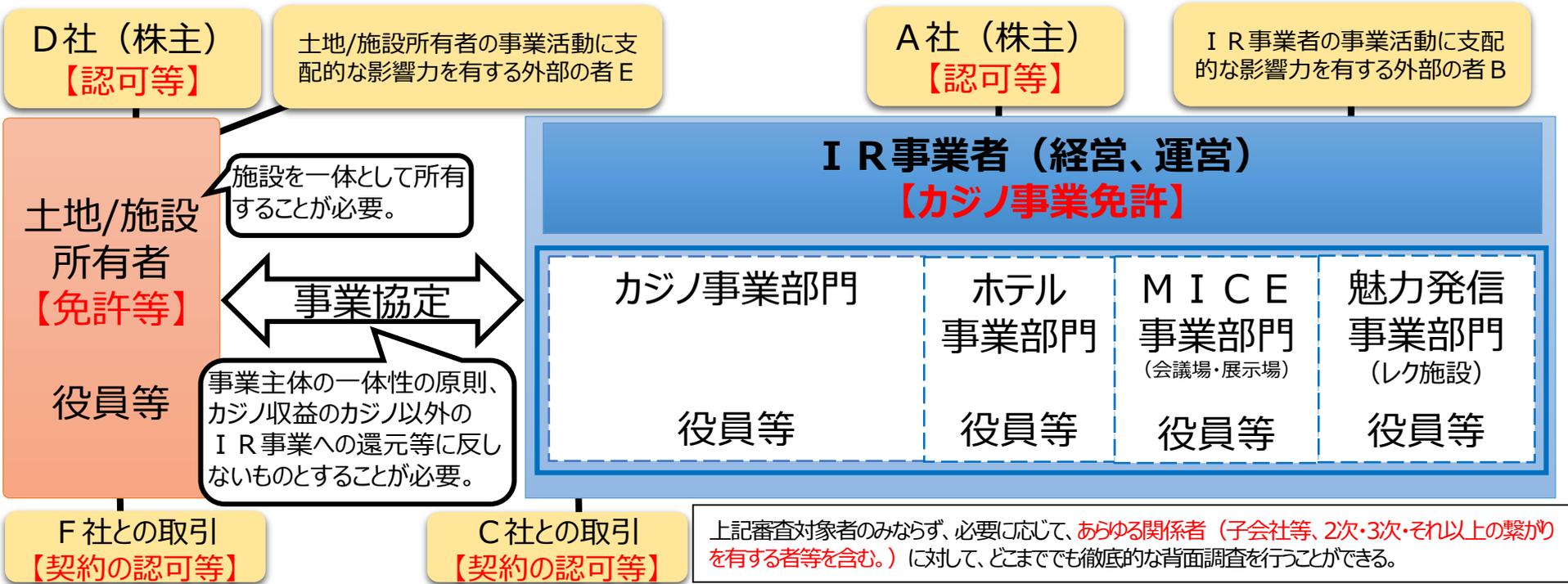
**原則6**

上記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

# (参考) 第3回推進会議資料より： I R 事業運営形態について②

## ① 経営資産（土地/施設）が I R 事業者から分離される場合

- I R 事業者が土地/施設を直接保有しない形態はあり得る。ただし、土地/施設所有者は I R 事業者に重要な経営資源を提供し、かつその対価を受け取る者であるから、一定の参入規制が必要ではないか。



<米国ネバダ州の規制の例>： 規制当局は、カジノ免許保有施設の敷地等に利害関係を有する者に、免許の取得等を義務付けることができる。

### <今後の議論の方向性>

- 土地/施設所有者は、I R 事業者とは別の主体であり、カジノ事業を含む I R 事業の経営を担う者ではないが、土地/施設の所有権を通じてカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であることから、諸外国の例を参考にして、カジノ事業免許とは別の免許制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。
- I R 施設のあり方については、I R 事業の重要な要素であることから、事業主体の一体性の原則に照らし、I R 事業者と施設所有者との事業協定において、I R 事業者が判断することを定めるべきではないか。

# (参考) 第3回推進会議資料より： I R 事業運営形態について③

## ②経営と運営が分離される場合（業務運営委託）

下記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がり有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

A社（株主）  
【認可等】

I R 事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者 B

### I R 事業者（土地・施設所有、経営、運営） 【カジノ事業免許】

カジノ事業部門

ホテル  
事業部門

M I C E  
事業部門  
(会議場・展示場)

魅力発信  
事業部門  
(レク施設)

役員等

役員等

役員等

役員等

甲社への委託  
【契約の認可】

乙社への委託  
【契約の認可】

丙社への委託  
【契約の認可】

役員等

役員等

役員等

C社との取引  
【契約の認可等】

ホテル

M I C E

魅力発信

### ＜今後の議論の方向性＞

- カジノ事業は、公益性を有する I R 事業を遂行するために特別に容認されるものであり、カジノ事業免許を受けた I R 事業者にはカジノ事業の運営に関して高度な規範・責任が求められることから、カジノ事業の運営については、第三者への委託を認めるべきではないのではないか。
- 一方で、非カジノ事業については、その業務の効率性や専門性の観点から、運営委託を認める余地はあるが、その場合においても、委託先の廉潔性及び適切な業務遂行を確保する必要があることから、I R 事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約を認可制とすべきではないか